

令和 8 年 1 月 14 日

**公益社団法人 大阪府柔道整復師会
療養費適正化理念に係る進捗状況について**

療養費適正化特別対策班

理念 1 大阪府柔道整復師会会員は、柔道整復業にあたって営利を目的としない。

状況：療養費請求額の上位 4% の施術所の中から申請内容を精査し、抽出された重点確認施術所について、その申請内容の確認作業を実施しています。

理念 2 負傷の徵候の認められない患者への医科受診指導を促進する。

状況：健康被害を無くすための医科受診指導を促進するという理念のもと、平成 28 年 11 月より、合計件数、比率と共に「転医件数」も公開することとしました。

また、協力指導病院の了承のもと、医師への「診察依頼書」の様式を作成し、本会 HP に掲載しています。

報告：令和 6 年 10 月から令和 7 年 9 月までの申請書件数は 2,206 件で全体の 0.20% でした。

※別表については [こちら](#) をご覧ください。

理念 3 療養費の不正請求排除に向け、療養費適正化特別対策班を設置する。

状況：平成 28 年 7 月、「療養費適正化特別対策班規程」を策定し、構成員を委嘱するとともに、療養費の適正化に向け会員への指導、改善に努めています。

理念 4 違法広告に関する指導を強化し、監督官庁への通報制度を設ける。

状況：新入会者・届出事項変更者（移転・管理者変更）への看板画像提出後の指導。

違法広告チラシ（情報提供）の確認

（内容）

- ・整骨院等の記載内容
- ・整体院・カイロプラクティックのみの記載であるが実態は整骨院・接骨院である
- ・整体院等の無資格者のチラシ ※同一施術所から繰り返しの広告多数

（令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月 対象 46 件）

報告：大阪府医療健康企画課に訪問し、要望案を提出

（内容）

- ・保健所ごとの施術所名称の届出に関しての統一化（保健所ごとに相違がある為）
(例) ○○鍼灸整骨院で登録できる保健所、○○整骨院・○○鍼灸院で登録できる保健所
- ・違法広告の情報提供した対象の施術所の指導等の強化

大阪府医療健康企画課の回答

- ・2 月 18 日に発出された広告ガイドラインは行政指導用のものである為広告の内容等は「限定列挙」に基づいて、各団体は会員に指導・周知して頂きたい。
- ・保健所ごとの登録等の相違については広告ガイドラインに基づいて（限定列挙）統一化していく。

理念 5 往療料の適正な算定基準について会員に指導する。

状況：本会会員に対し、適正な往療料の支給要件について周知および指導しています。

その他

- ①令和 6 年 10 月から令和 7 年 9 月までに府内 9 支部(全 18 支部)で本会会員に対し、理念全般に関する研修会を開催し、216 人が参加しました。
- ②適正化理念及び受領委任の取り扱いに関する会員からの問い合わせは、令和 6 年 10 月から令和 7 年 9 月までの間に延べ 1,757 件ありました。
- ③今後も自己施術や自家施術、従業員の施術等についても確認していきます。
- ④療養費適正化特別対策班の窓口があることで保険者をはじめ公共機関、府民・市民からの相談も多く寄せられています。